

道路関係四公団の民営化について

1. 道路関係四公団民営化に関するこれまでの経緯

<平成13年>

12月19日 「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定

「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、四公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については・・・、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。」

「新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。」

<平成14年>

6月7日 道路関係四公団民営化推進委員会設置法成立 第1回 道路関係四公団民営化推進委員会 6月24日開催

12月6日 道路関係四公団民営化推進委員会、総理に意見書を提出

12月17日 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定

「政府は、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、・・・必要に応じ与党とも協議しながら、・・・改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。」

<平成15年>

2月4日 「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案」及び「高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定、通常国会提出 両法律とも4月25日成立、5月12日施行

3月25日 第3回 道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会

道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項について

1. コスト削減計画の策定 2. 関連法人の抜本的見直し 3. 公団における民間経営ノウハウの導入

12月22日 第5回 道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会

道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（政府・与党申し合わせ）

<平成16年>

3月9日 道路関係四公団民営化関係4法案を閣議決定、通常国会提出 4法律とも6月2日成立、6月9日公布・一部施行

・高速道路株式会社法案

・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

・日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

・日本道路公団等民営化関係法施行法案

<平成17年>

10月1日 高速道路株式会社（6社）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が成立

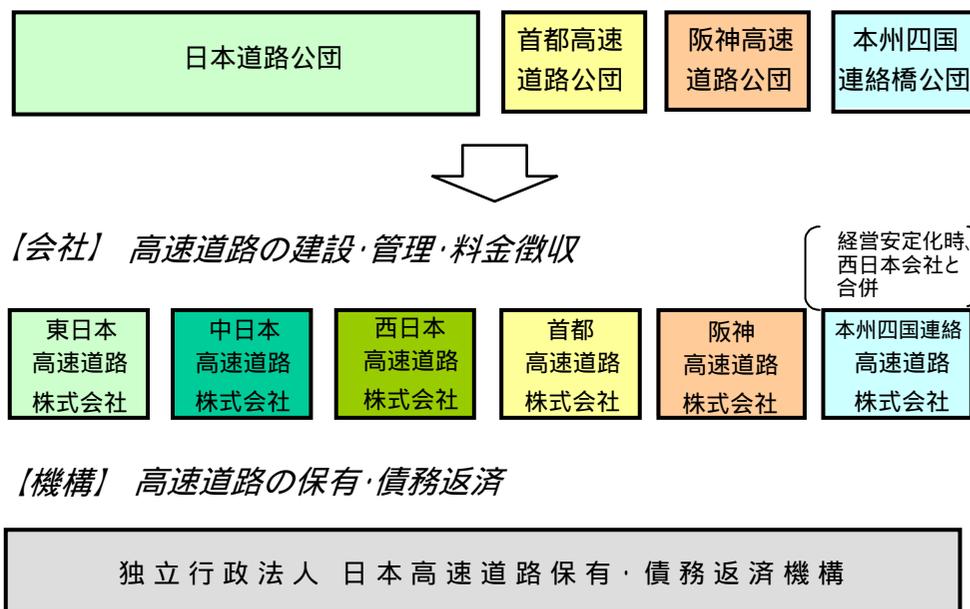
2 . 道路関係四公団民営化の枠組みの概要

民営化の目的

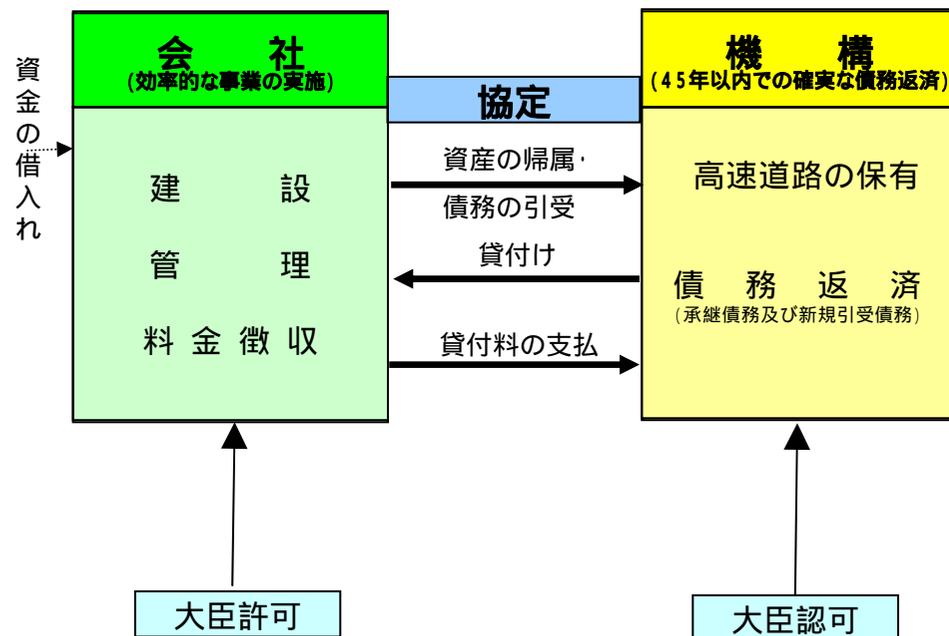
約40兆円に上る有利子債務を確実に返済

真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設
民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供

【民営化の概要】



【会社と機構による高速道路事業の実施スキーム】



3 . 高速道路株式会社の概要

1. 会社の目的

高速道路株式会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする
(高速道路株式会社法第1条)

2. 会社の主たる業務

高速道路の新設、改築

効率的なネットワークの構築 <ミッシングリンクの解消>
追加インターチェンジの整備

高速道路の維持管理

安全性、快適性に配慮した効率的な管理
多様で弾力的な料金設定

サービスエリア、パーキングエリアの運営

新規事業

利用者サービスの向上

3. 会社の業務運営の自主性の向上

事前届出により、新規事業の展開が可能

社債及び長期借入金に関する大臣認可など、業務運営に係る国の関与は最小限に

4 . 日本高速道路保有・債務返済機構の概要

1. 機構の目的

高速道路に係る国民負担の軽減。
会社による高速道路に関する業務の円滑な実施を支援。
(機構法第4条より抜粋)

適正かつ効率的にその業務を運営。
組織及び運営の状況を国民に明らかにする。
(独法通則法第3条より抜粋)

◆ 民営化後45年以内での債務の確実な返済
◆ 良好な道路資産として保有・管理
◆ 高速道路事業及び機構業務のコスト縮減
◆ 高速道路事業及び機構業務の透明性の向上

2. 機構の主たる業務

道路資産の保有・貸付け



- ◆ 道路資産が常時良好に保たれるように措置
- ◆ 資産内容を把握

債務の返済



- ◆ 交通量、金利を適切に推計
- ◆ 協定を適切に見直し
- ◆ 債務管理

道路資産と債務の引受



- ◆ 適切に無利子貸付を実施

新設、災害復旧等に係る無利子貸し付け



- ◆ 建設コストを縮減
- ◆ 管理コストを縮減

コスト縮減を助長するための仕組み

○高速道路株式会社

会社名		東日本会社	中日本会社	西日本会社	首都会社	阪神会社	本四会社
組織	会長名	やぎ じゅうじろう 八木 重二郎	こんどう たけし 近藤 剛	いしだ たかし 石田 孝	はしがわ こうじ 長谷川 康司	たなか おさむ 田中 幸	—
	社長名	いとう えいいち 井上 啓一	たかはし ふみお 高橋 文雄	おくた たてひこ 奥田 楯彦	はしもと こうたろう 橋本 鋼太郎	きのした ひろお 木下 博夫	ほりきり たみよし 堀切 民喜
	社員数	約2,800人	約2,300人	約2,800人	約1,250人	約830人	約410人
	本社所在地	千代田区	名古屋市	大阪市	千代田区	大阪市	神戸市
事業規模	管理延長	3,350km	1,673km	3,250km	283km	234km	173.km
	SA・PA数	265箇所	162箇所	253箇所	20箇所	15箇所	19箇所
	資本	1,050億円	1,300億円	950億円	270億円	200億円	80億円

注1:発足時点のデータに基づき作成

注2:SA・PA数は、会社が承継する供用中のSA・PAで上下線はそれぞれ別カウントしている

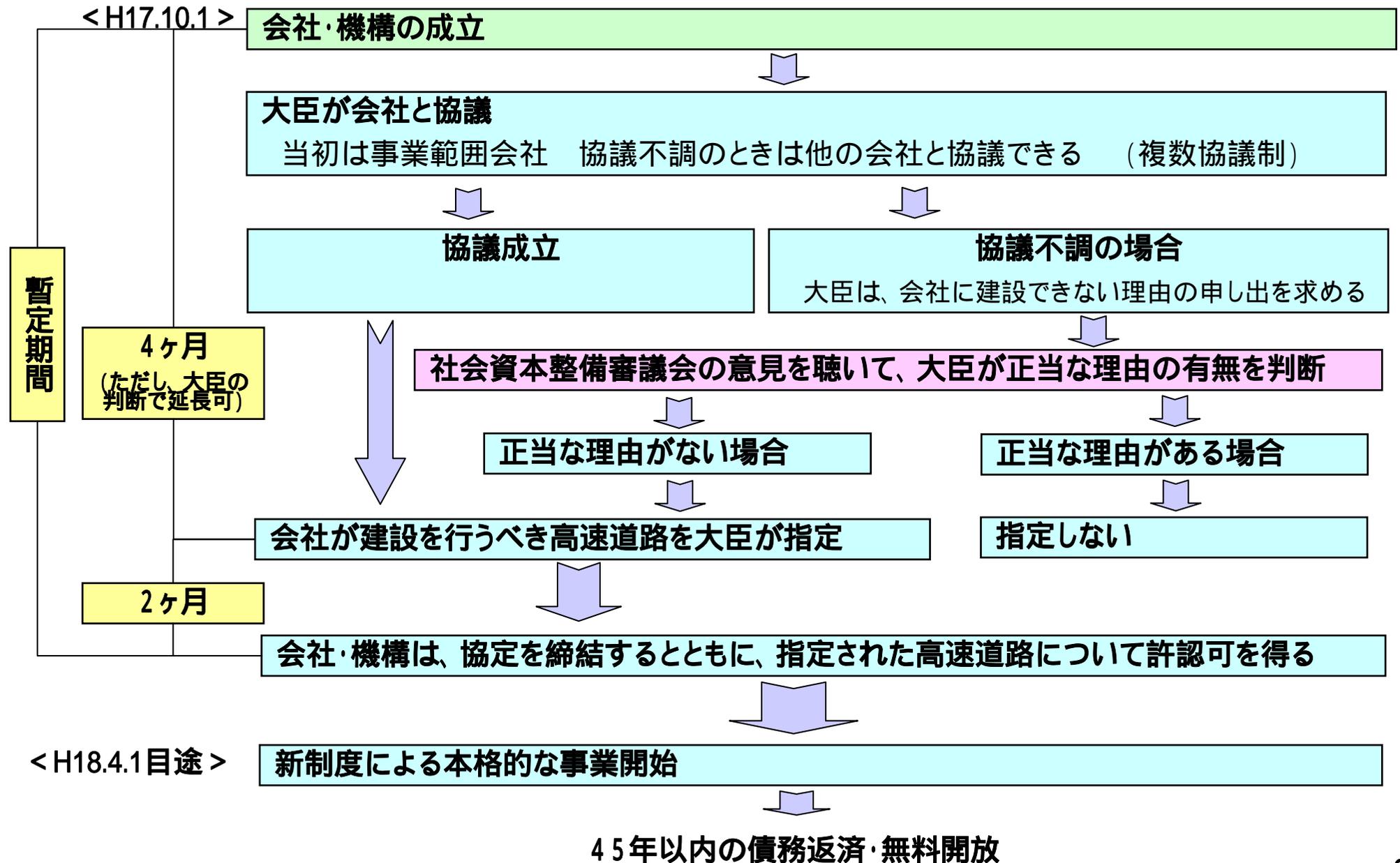
○日本高速道路保有・債務返済機構

理事長名 : せやま ひろたか 勢山 廣直 職員数 : 90人

所在地 : 東京都港区

当初負債 : 固定負債34.8兆円、流動負債4.0兆円

5 . 会社が建設すべき事業中区間の指定手続等について



6 . 協定の概要

1. 協定の位置づけ

高速道路事業を行う上で必要となる基本的事項について、機構と会社との間で定めるもの

2. 協定の策定単位

全国路線網



東日本会社、中日本会社、西日本会社ごとに、高速自動車国道及び国土交通大臣が指定する一般有料道路

地域路線網



首都高速道路、阪神高速道路(阪神圏)、阪神高速道路(京都圏)、本州四国連絡高速道路

一の路線



全国路線網以外の一般有料道路ごと

3. 協定の主な内容

- ◆新設、改築又は修繕に係る工事の内容
- ◆機構が会社に対して行う債務引受けの限度額（新設、改築、修繕及び災害復旧関連）
- ◆機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容及びその貸付料の額、貸付期間
- ◆会社が徴収する料金の額及びその徴収期間
- ◆高速道路の管理水準の確保に関する事項
- ◆機構から会社に対する新設・改築等のコスト削減を助長するための助成に関する事項

(参考) 機構は、協定に基づき、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画書を作成

⇒ 45年以内の債務返済を確認